

複数の相続人等がいる場合の相続税の申告書の作成方法 ～押印をせずに相続税の申告書を提出する場合～

令和3年度税制改正の大綱において、税務関係書類における押印義務の見直しを行うこととされた趣旨を踏まえ、税制改正前であっても、税務関係書類に押印がなくとも改めて押印を求めないこととし、相続人又は受遺者（以下「相続人等」といいます。）による相続税申告書への押印についても同様に取り扱います。

このため、**2人以上の相続人等がいる場合**に相続税の申告書へ押印をしないときは、申告書の提出意思の有無を明らかにするため、**申告書第1表及び第1表（続）**（以下「第1表等」といいます。）**には共同して提出する方のみを記載**して提出してください。なお、共同して申告書を提出しない相続人等の方は、別途申告書を作成・提出していただく必要があります（下記参照）。

※ 法令上、相続税の申告書は、2人以上の相続人等が共同して提出する場合に一の申告書に連署して提出することとされています。

【具体例】

被相続人（国税太郎）の相続税の申告書について、相続人のうち配偶者（国税花子）及び長女（税務幸子）は共同して申告書を提出するが、長男（国税一郎）は配偶者らとは別に申告書を提出するケース

共同申告する相続人等の申告書

※このケースでは配偶者及び長女の申告書

共同して申告書を提出する相続人等分のみで申告書を作成してください。

相 続 税 の 申 告 書 (FD 3561)

相続開始年月日 令和2年 5月 10日

被相続人 国税 太郎

相続人 国税 花子

住所 埼玉県春日部市 〇〇〇3丁目5番16号

配偶者 国税 幸子

長女 税務 幸子

長男 国税 一郎

共同して申告書を提出する相続人等分のみで申告書を作成してください。

共同して申告書を提出しない相続人等も含めた全ての相続人等に係る合計額を記載してください。

相 続 税 の 申 告 書 (FD 3561)

相続開始年月日 令和2年 5月 10日

被相続人 国税 太郎

相続人 国税 一郎

住所 埼玉県春日部市 〇〇〇3丁目5番16号

配偶者 国税 幸子

長女 税務 幸子

長男 国税 一郎

共同して申告書を提出しない相続人等も含めた全ての相続人等に係る合計額を記載してください。

相 続 税 の 申 告 書 (続) (FD 3562)

相続開始年月日 令和2年 5月 10日

被相続人 国税 太郎

相続人 国税 幸子

住所 埼玉県春日部市 〇〇〇3丁目5番16号

配偶者 国税 幸子

長女 税務 幸子

長男 国税 一郎

共同して申告書を提出する相続人等分のみで申告書を作成してください。

マイナンバーを記載してください。

単独で申告書を提出する場合は、申告書第1表(各人の合計欄が設けられている様式)を使用してください。



令和3年1月

税務署

この社会あなたの税がいきている

共同申告しない相続人等も申告書に記載する場合

申告書第1表等について全ての相続人等の氏名や金額を記載する場合には、第1表等のうち共同して申告書を提出しない方の氏名及び金額欄を斜線で抹消する等して、その方が共同申告しない相続人等であることを明示してください（下記参照）。

共同して申告書を提出しない
相続人等の分については、マ
イナンバーを記載しません。

[illegible]

共同申告する相続人等の申告書

※このケースでは配偶者及び長女の申告書

【参考】
申告書第15表及び同表(続)については、斜線による抹消等を省略して差し支えありません。

相続税の申告書(続)

※申告期間延長日 年 月 日

財産を承継した人
コタセイ イチロウ

名 国税 一郎

昭和44年 3 月 24 日 (平成 6 年 3 月 24 日)

〒344-XXXX
市川市〇〇〇6丁目3番1号
(XXX - XXX - XXXX)

長男 ××商社 取締役

昭和 遺産・相続税前算出に依る額

①	1	2	9	0	7	1	1	8
②	2	4	6	2	6	0	3	5
③	2	4	1	5	6	3	4	0
④	1	2	9	6	3	6	8	1
⑤	1	2	9	6	3	6	8	1
⑥	1	2	9	6	3	6	0	0

※申告期間延長日 年 月 日

財産を承継した人
ゼイム サチコ

名 税務 幸子 印

昭和56年 2 月 14 日 (平成 39 年)

〒272-XXXX
春日部市〇〇〇3丁目5番16号
(XXX - XXX - XXXX)

長女 なし

昭和 遺産・相続税前算出に依る額

①	1	1	2	6	7	8	6	8
②	2	4	6	2	6	0	3	5
③	2	4	1	5	6	3	4	0
④	1	1	2	6	7	8	6	8
⑤	2	0	0	0	0	0	0	0
⑥	1	1	4	6	7	8	0	0

昭和 遺産・相続税前算出に依る額

①	1	1	1	1	6	9
②	3	3	8	2	0	1
③	0	0				
④	3	3	8	2	0	1
⑤	0	0				
⑥	3	3	8	2	0	1

昭和 遺産・相続税前算出に依る額

①	1	8	6	6	2	7
②	2	9	8	2	9	5
③	0	0				
④	2	9	8	2	9	5
⑤	0	0				
⑥	2	9	8	2	9	5

斜線で抹消する等して、共同して
申告書を提出しない相続人等
であることを明示してください。

【参考】単独で申告する相続人等の申告書

※このケースでは長男の申告書

相続税の申告書

FD3561

表日部 税務署長
 3年2月4日提出

相続開始年月日 令和2年5月10日
 申告書期限延日 年 月 日

フリガナは、必ず記入してください。

各人の合算		財産を取得した人
フリガナ	コケセイ タロウ	コケセイ イチロウ
氏 名	国税 太郎	国税 一郎
個人番号又は法人番号		①個人番号の欄に記入しては、正確な番号として記入してください。
生 年 月 日	昭和19年 10月 19日 (年齢 75歳)	昭和54年 3月 24日 (年齢 41歳)
住 所	埼玉県春日部市 〇〇〇丁目5番16号	〒344-XXXX 市川市〇〇〇丁目3番1号 (XXX - XXX - XXXX)
被相続人との続柄	職業	
取得 原因	取得 原因	
取 得 財 産 の 価 値 (①)	498392151	129067
相続税計算表に使用する財産の価額 (相続税計算表の「②」の表1の2表1)	24626035	

① 共同し、人等も係る合

共同して申告書を提出しない
相続人等の方は、別途申告
書を作成・提出していただく必
要があります。

共同して申告書を提出しない相続人等も含めた全ての相続人等に
係る合計額を記載してください。

【参考】相続税の申告をe-Taxにより提出する場合

e-Taxによる相続税の申告について、複数の相続人等の申告を税理士等がまとめて代理送信する場合には、申告書第1表又は第1表（続）に利用者識別番号の入力がある相続人等のデータを有効なものとして受け付けることとなりますので、上記のように共同して申告書を提出するか否かの明示を別途行う必要はありません。

